

■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○特別徴収となる場合

・老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります。

- ・年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・年度途中で、所得更正等により保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引が中止されます)
- ・年度途中で、所得更正等により保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)
- ・年金の一時差し止めや支給停止に

なった場合

・年金担保貸付金の返済が開始された場合

○普通徴収となる場合

- ・特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関で納めます。
- ・口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申込みください。振替開始の時期は、申込みをした月の翌月納期分からです。

■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受けられる場合があります。なお、減免などを受けるためには申請が必要です。お早めにご相談ください。

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

- ・1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われる形となります。
- ・1年6ヶ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。
- ・2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引

き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなり。ます。

■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。



市では、介護保険について便利帳を発行しており、利用の手引きになっています。また、市ホームページにも掲載してありますので、詳しくはそちらをご覧ください。